

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税等収滞納情報
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収滞納情報を収録し、各種の徴収業務に使用するため
記録項目	1 賦課年度、2 課税年度、3 税目、4 通知書番号、5 事業年度開始日、6 申告区分、7 期別情報、8 期別順番、9 宛名情報、10 車両情報、11 記号番号、12 納期限、13 法定納期限、14 課税課更正日、15 課税課更正事由、16 所得税更正通知日、17 調定年度、18 本税調定額、19 延滞金調定額、20 加算金調定額、21 督促手数料調定額、22 更正予定調定額、23 本税収入額、24 延滞金収入額、25 欠損額、26 督促手数料収入額、27 本税過誤納額、28 延滞金過誤納額、29 督促手数料過誤納額、30 合計過誤納額、31 本税過誤納未整理額、32 延滞金過誤納未整理額、33 加算金過誤納未整理額、34 督促手数料過誤納未整理額、35 本税過誤納整理済額、36 延滞金過誤納整理済額、37 加算金過誤納整理済額、38 督促手数料過誤納整理済額、39 国保一般分調定額、40 国保退職分調定額、41 介護一般分調定額、42 介護退職分調定額、43 介護一般分収入額、44 介護退職分収入額、45 法人税割調定額、46 法人均等割調定額、47 法人税割収入額、48 法人均等割収入額、49 加算金区分、50 諸税調定額、51 諸税収入額、52 口座振替停止事由、53 口座振替停止日、54 口座振替不能理由、55 督促状発行日、56 督促状発行停止日、57 督促状返戻日、58 不能欠損日、59 催告書発行日、60 催告書発行停止日
記録範囲	市税等の納付義務者
記録情報の収集方法	賦課担当課、私人委託業者、指定納付受託者、本人から収集

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	委託業者、市の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称 狭山市総務部総務課	
	所在地 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項 第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		